

## 改正案の概要

### 第1 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）

#### 1. 政令（案）第1条

社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成14年政令第362号）について、以下のとおり規定の整備を行うもの。

##### (1) 第27条の2

振替口座簿の記録事項として、処分の制限に関する事項を定めるもの。

##### (2) 第27条の3～第27条の6

振替受益権の併合・分割や信託の併合・分割に伴い、振替受益権に端数が生ずる場合における振替機関等の処理方法等について定めるもの。

##### (3) 第27条の7～第27条の12

振替受益権を信託財産とする場合における振替口座簿への記録の手続等について定めるもの。

##### (4) その他形式的な規定の整備（第13条、第65条）

#### 2. 政令（案）第2条～第5条

以下の各政令について、登記申請の添付情報に関する規定を整備するもの。

##### (1) 建設機械登記令（昭和29年政令第305号）

##### (2) 不動産登記令（平成16年政令第379号）

##### (3) 船舶登記令（平成17年政令第11号）

##### (4) 農業用動産抵当登記令（平成17年政令第25号）

### 第2 社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（案）

社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号）について、以下のとおり規定の整備を行うもの。

##### (1) 第10条の2～第10条の5

受託者が振替受益権を交付するに際して受益者等の口座を知ることができない場合における当該受益者等への通知の手続に関し、通知者や通知の相手方、通知事項について定めるもの。

##### (2) 第10条の6～第10条の8

特別口座開設手続の特則として、特別口座開設の請求権者や請求の際の添付書面等について定めるもの。

(3) 第61条

振替口座簿の記録事項についての証明を請求することができる利害関係者について定めるもの。

(4) 附則第6条

特例受益権に係る発行者の同意に関する公告方法について定めるもの。

(5) その他形式的な規定の整備（第2条、第3条、第45条～第48条の2、第50条、第51条、附則第2条～第5条）

**第3 一般振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（案）**

一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）について、振替受入簿の保存期間を定めるほか、形式的な規定の整備を行うもの。

**第4 特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令（案）**

特別振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省・財務省令第1号）について、振替受入簿の保存期間を定めるほか、形式的な規定の整備を行うもの。

**第5 各改正案の施行時期**

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第61条の施行の日（同法律の公布の日（平成18年12月15日）から起算して5年を超えない範囲内で政令で定める日）とする。